

リノベのいばらき DIY工房 教室利用規約

_____ (以下「甲」という)は下記教室利用規約に同意した上で、(株)ダン計画研究所(リノベのいばらき運営事務局) (以下「乙」という)に、教室利用を申し込みます。

1. 教室利用

- ①甲は、事前に申し込みを行い、乙の許可を受けた上で、以下の店舗のスペースの一部(別図参照)を貸し切り、教室を開催することが出来るものです。

リノベのいばらきDIY工房

住 所：大阪府茨木市元町3番39号

営業日時：水曜日、木曜日、土曜日、日曜日 10:00~16:00

(年末年始は除く、社会情勢、その他の事情により乙の判断で変更になることがあります。)

2. 申込方法

- ①甲は利用希望日の原則 15 日前までの営業日に、教室利用申込書(別添様式)により乙に教室開催を申し込むものとします。
- ②乙は、甲の申し込みを受けて、他の利用状況等を考慮の上で、教室利用の可否を判断するものとします。

3. 開催できる教室

- ①ワークショップ、講座、研究会などリノベのいばらきDIY工房で実施可能なものであれば、木工、手芸、電子工作、絵画、書道、彫刻などジャンルを問わず開催することができます。
- ②ただし、次に該当する教室は開催できません。
 - ・リノベのいばらきのイメージに合わない乙が判断したもの
 - ・第三者の知的財産権を侵害する恐れのあるもの
 - ・法令に違反するもの
 - ・火気等の危険物を持ち込みまたは扱うもの
 - ・宗教及び政治に関するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・過度の音や振動が出るなど、他の入居者や店舗の近隣住民に著しく迷惑をかけるもの
 - ・その他乙がふさわしくないと判断したもの

4. 教室の開催時間

- ①教室の開催時間は、午前の部(10:00~13:00)、午後の部(13:00~16:00)の範囲で、1時間単位で申し込むものとします。
- ②開催時間は、準備・後片付けも含めた時間とします。
- ③継続して教室開催を希望される場合は、「2. 申込方法」に準じて申し込むものとします。なお、他に教室を希望される方がいる場合は、乙の判断により案内する方を決定するものとします。

5. 利用料及びキャンセル料

- ①利用料は以下のとおりとします。積算は1時間単位となり分割計算はいたしません。
1階：税込¥2,200/1h(約36㎡、4テーブル(24席))
- ②キャンセル料は以下のとおりとします。ただし、自然災害等やむをえない理由と乙が判断した場合は、甲乙協議の上キャンセル料を免除することができます。
 - (1)開催日の10日前まで 無料
 - (2)開催日の3日前まで 利用料の5割
 - (3)開催日の2日前以降 利用料の10割

6. 利用条件

- ①甲は、利用したスペースや備品について教室終了時に教室前の状態に原状復帰するものとします。
また、甲及び甲の教室に参加する利用者の故意または過失により、施設や備品等を毀損、汚損、滅失したときは、甲はその損害を賠償するものとします。
- ②甲は別紙「備品貸出リスト」のとおり備品を借りることができます。
- ③甲は、乙の確認・承諾を受けた自らの備品等を施設内に持ち込み利用することができます。
- ④乙は、甲の依頼に基づき教室開催について、リノベのいばらきのホームページ、SNS、メールリングリスト等を活用し、広報に協力するものとします。
- ⑤甲は、乙に協議の上、事前に荷物の搬入や、事後に荷物の搬出を行うことができます。その際は預かり料や郵送料等が別途発生する場合があります。
- ⑤原則、施設内の飲食は可能ですが、アルコールについては禁止しております。
- ⑥甲は、教室に伴い発生したごみは多少に関わらず原則持ち帰るものとします。
- ⑦店舗は禁煙です。店舗付近の路上等での喫煙も禁止しております。
- ⑧甲は、甲の教室に参加する利用者にも、承諾を受けた場所以外への出入りや他の利用者に迷惑をかける行為を禁止し、本規約を順守するよう指導するものとします。
- ⑨甲の教室に関する緊急の対応及び連絡等は甲の責任で行うものとし、甲の教室に参加する利用者にも甲が対応及び連絡するものとします。

7. 乙の免責事項及び賠償責任

- ①次にあげる事項で、甲が被害を被っても乙は何ら賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 自然災害
 - (2) 法令の制定・改廃
 - (3) 「リノベのいばらき」プロジェクト実施業務委託の終了等、乙がリノベのいばらきへの関わりを失ったとき
 - (4) その他乙に責任を帰すことができない事由
- ②乙の責に帰すべき事由により甲及び甲の教室に参加する利用者に損害が発生した場合は、乙は受領した利用料を限度としてその損害を賠償するものとします。

8. 解約事項

- ①次にあげる事項があった際は、教室の開催前及び教室開催中であっても、乙は事前の通知なく、直ちに貸し出しを取り消すことができます。また、これにより甲が被害を被っても乙は何ら賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 本規則に違反したとき
 - (2) 甲または甲の関係者が、反社会的勢力の構成員又は反社会勢力に対して、利用、資金等の提供、便宜の供給、維持運営に協力・関与等の関わりがあった場合
 - (3) 緊急時に甲と連絡がつかなくなったとき
 - (4) その他乙がふさわしくないと判断する事由があったとき

9. 規約の改定

- ①乙は本規約について、社会情勢等の変化等に対応し、乙が相当と認める場合は、いつでも甲に許可なく変更・改定できるものとし、甲は予めこれを承諾するものとします。

令和 年 月 日

甲 住 所
社 名
代表者

乙 住 所
社 名
代表者